

札幌市子どもの権利委員会

第14回委員会

会 議 録

日 時 : 平成23年10月25日(火) 16時30分開会
場 所 : S T V 北2条ビル 6階 A・B会議室

1. 開 会

○委員長 定刻を過ぎておりますので、出席予定の委員の方で集まっていらっしゃらない方がまだ若干いるのですけれども、始めたいと思います。

まず、事務局の方から連絡事項はございますでしょうか。

◎連絡事項

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の欠席者でございますけれども、井戸委員、秦委員、横川委員の3名から欠席のご連絡がございました。きょうは、第1期の子どもの権利委員会最後の会合ということで、お三人からは、ほかの委員の皆様にはお世話になりましたということで、一言、電話がありましたのでお伝えしたいと思います。また、C委員とI委員からは、遅参するとの連絡を受けております。

きょうの資料でございますけれども、資料3として子どもの権利に関する広報について、資料4として前回からの変更点を一覧にしたもの、資料5として委員会のお薦め本の紹介について、以上3点です。この資料につきましては、皆様から事前に提出いただいたものを事務局の方でまとめて作成したものでございます。

きょうは以上の資料を配付しております。よろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○委員長 ありがとうございます。

では、これより審議を進めたいと思います。

本日の議題でありますけれども、前回に引き続きまして、子どもの権利に関する広報のあり方であります。

なお、本日の終了時刻は18時を予定しております。

では、早速、議事に入ります。

前回、広報のあり方についての資料が事務局の方から示され、それをもとに皆様から意見をいただき、修正したものが事前に事務局から送られているかと思えます。修正した資料について、まず、事務局の方から説明をいただきたいと思えます。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、私から説明させていただきます。

広報関係につきまして、前回の委員会で皆様方からいただきました意見をもとに若干修正させていただきました。きょうお配りしております資料4、前回からの主な変更点に基づいて簡単にご説明させていただきます。

なお、この資料4につきましては各委員の皆様方に事前に配付させていただきまして、ご意見があれば事務局までご連絡をいただくということでしたけれども、中身につきまして特にご指摘等はございませんでした。

まず、1点目の広報活動についてでございます。

前回の議論では、「子どもに関わる大人」という表現について、そのような大人が出ない方がよいので表現としてはいかがかという意見と、単に大人としてしまうと、実際にかかわりを持たない大人に対する意図がよく伝わらないのではないかという両方の意見があったと思います。真ん中の修正のところでは、ここは単に「子どもに関わる大人」とせずに、「子育てや子育てに直接関わる」と表現することで対象をより明確にし、また、後段の部分は「比較的子どもと関わりが少ない」というような形で修正をさせていただいております。

次に、2点目、3点目につきましては、ご指摘いただいたとおり、字句の修正をさせていただきます。

裏面に参りまして、4点目でございます。

職員研修等の内容を地域等にフィードバックするという問題提起の表現を加えてはいかがかという意見を踏まえまして、下線部でございますけれども、「職場研修で得たことをいかに活用し、広報していくことが課題となります。また、」と表現を直させていただきました。

その他、字句整理等を行いまして、A4判表裏の資料3という形で最終的にまとめさせていただきますところでございます。

簡単でございますけれども、資料の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明によりますと、事前にお送りいただいた資料については皆様方から特に意見はなかったようですけれども、改めてごらんになって、何かあれば言っていただければと思います。

いかがでしょうか。

皆様方の顔が上がるまではもう少し待ちたいと思いますので、ゆっくり読んでみてください。

○A委員 よろしいですか。

○委員長 A委員、どうぞ。

○A委員 Aです。

私も途中から入って余りわかっていない面もあるのですが、子どもの権利ということ考えたときに、例えば、これは子どもばかりではなくて大人もそうなのですが、いじめや虐待というものがその子どもの権利を奪っていると僕は考えるのです。そういうふう考えた場合に、無視された、虐待されたということ自体、子どもの権利は無視されたというふうに僕は受けるのです。それと、今、こうやって話し合っていることは何となく、雑誌とかそういうものを読んでこういうふう考えた方がいいよとか、僕はそういうふうにとめたのですが、この会がそういうことの延長であっていいのかどうか。雑談ですが、そういう感じを受けているのですが、その辺はどうでしょ

うか。

○委員長 今のご質問は、A委員からの一つの大きな問題提起になると思います。この委員会のあり方について、今までの進め方でいいのかどうかという問題提起がされたのではないかと思います。

私としては、その問題については日を改めてといいますか、それこそ次期の委員会で改めてしっかりと議論すべきことになるのではないかというふうに思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○A委員 はい、結構です。

○委員長 資料3、資料4について、ご意見や何か感じたことはございますか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、子どもの権利委員会として、広報関係についてまとめたものをお示しいたしましたので、札幌市には、このことを踏まえた上で、今後とも子どもの権利の広報の啓発に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、一つ目の議題が終了いたしました。

引き続き、以前の委員会でB委員から提案を受けました子どもの権利委員会お薦めの本の紹介についてです。皆様から事前に提出していただいたものを取りまとめたものを事務局から資料5として用意していただいております。

そこで、今後のこの資料の活用について、事務局から何か案はあるでしょうか。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 資料5の札幌市子どもの権利委員会お薦め本の紹介については、まだ案の段階でございますけれども、この委員会の中でただ報告して終わりということには当然ならないと思います。例えば、私どもが主催している事業で、きょうも参考までにチラシを置かせていただきましたが、11月20日に子どもの権利フェスタというさっぽろ子どもの権利の日の記念事業がございますので、そういうところであわせてPRをして、子どもの権利の理解を進めていくとか、もう一つは、チラシではないのですけれども、実は、前の日の11月19日に青少年育成大会がございます。これは、子どもというより、どちらかという青少年の育成を担っている方々が中心に集まって勉強する会ですけれども、我々が主催するそういった事業が幾つかありますので、まずはそういうところをPRの場として活用していきたいと考えております。また、本ということですので、それ以外にも本を媒介にしてアイデアも幾つか出てくると思いますので、できるだけいろいろな機会を通じて広めていきたいと考えております。ただ、具体的にいつからということはまだ正式には決めておりませんので、きょうの委員会の議論も踏まえて、今後の段取りを進めていこうと思っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、資料5について何かご意見はございませんでしょうか。

せっかくこうやって事務局の方で見やすいようにまとめて示していただきましたので、事務局からすれば、何か意見が欲しいなというところがあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

せっかくですから、提案されたB委員から何か意見をいただければありがたいと思います。

○B委員 私は、前回の委員会は所用があって欠席したのですが、このように皆様で検討していただき、本当にありがとうございました。やっぱり、たくさんの方から少しずつ集めると、いろいろな幅広いジャンルからの本が出てきて、とても興味深いものになると思いました。

前回の委員会では、私の提案に関して、やはり、どうしようかなと迷うところがあるという意見もいただいておりますので、そういったものも含めて皆様でもう一度検討していただき、これを11月のイベントなどで早速紹介できるものなのかどうか、皆様の意見を聞いて決めたらいいのではないかと思います。

○委員長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

C委員、どうぞ。

○C委員 前は、本を推薦するのは難しいからどういうものになるのかというふうに不安もあったのですが、こうやってそろったものを見てみますと、今、B委員がおっしゃったように、それぞれの観点からバラエティーに富んだ推薦本がそろっていて、かえって限定されない形で、見た人がへえと思って自分のセンスにフィットしたものを選んでいただけるという意味では、多様になってよかったなと思います。ただ、全体的に少なくありませんか。むしろ、もうちょっと数があった方がいいと思います。数が余りに少ないと、限定して選んでいるみたいな感じに受け取られると思うので、バラエティーに富むのであれば、数の問題としてはもうちょっとあった方がいいのかなという印象を持ちました。

これは案になっていますが、これですべてですか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 今の段階ではこれがすべてです。

○C委員 数がもうちょっとあった方がいいのかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

数がもう少しあった方がいいのではないかとということですが、ほかに何かありませんでしょうか。

○C委員 少なくともいいのでしょうか。受け取った方がどういうふうに感じるのかなというふうに思ったのです。ここに余白もありますので……。

○委員長 いかがでしょうか。

○D委員 私は、忙しくて推薦本は出ささせていただくことができなかったのですが、今の状態ではちょっと少ないし、例えば、これを図書館に張って、「からすたろう」を借りようとしたらほかの人が借りられていた、では、ほかの本を借りようかなと思って見たときに、

数が少ないとネックになってしまうと思います。第1回の委員会で集めたものがこれで、次の委員会でまた集めて、また集めてとやっていけば、本もだんだんふえるし、私たちがお薦めする本もふえるので、バラエティーに富むのではないかなと思います。

○委員長 紹介できるものを継続的にどんどんふやしていくことがいいのではないかと、そういうことが大事ではないかというご意見ですね。

○D委員 継続は力なりです。

○委員長 出そうと思えば、実際にはまだ出てきますね。これだけに限定はされないだろうとは思われるのですけれども、皆様方はいかがでしょうか。

E委員、いかがですか。

○E委員 冊数はまだまだ出るかなと思います。

本を持ってくるように言われたので、持ってきております。もしお時間が許せば、回覧の時間をいただければありがたいのですが、時間の都合もあると思いますので、それはお任せします。

○委員長 一応、18時の範囲内であれば大丈夫だと思います。今の予定でいくと、話をしながら回覧していくということは可能だろうと思いますので、回していただきましょうか。

では、回覧していただきましょう。

皆様方も持ってきているのですね。

事務局から整理して資料として出していただいたものについては、紹介するに足るということで、出して結構ですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 あとは、それ以外にどうかということが大事になってくるかと思います。

どうぞ。

○F委員 本というのはすごく難しいのですけれども、ちょうど今、札幌市の学校教育は、雪、環境、読書という大きな三つの柱で全部の学校が取り組むというふうに方向が出ています。そういう意味では、こうやってせっかく上がってきたものをどうやって各学校に情報提供していくのか。それこそ、子ども未来局のホームページに子どもの権利のことが載っていますけれども、ああいうところで子どもが簡単に見つけられる方法とか、先ほどご意見も出ていましたけれども、果たして十分な冊数があるのだろうか。全部の学校に入れるのが難しければ、それこそ拠点の学校に入れながらの動かし方とか、教育委員会あるいは子ども未来局の方でそういう体制を考えていただくのも手かなと思います。

もう一つは、これを肝心の子どもたちや大人が読んだときにどういう印象を持ったのか、これに対してどういうトライをしたのかという感想的なものを何らかの形で寄せていただけるようなものがあっていいのかなと思います。さらに、先ほどのお話のように、このような紹介本を今後ふやしていくといったときに、ちょっと難しいかなと思いながらさっきから考えていたのですけれども、子ども自身がいろいろなところで見つけた本の中で、子

どもの権利のことを絡めて、これはぜひみんなに読んでほしいなという子ども自身が紹介する本があってもいいと思います。それが適切であるかどうかを判断して載せるという一つの壁はありますが、選ぶのは必ずしも大人ばかりでなくてもいいかなという気がしているのです。そうなってくると、選んだ本を委員会としてどう扱うかという新たな課題は出てくるのですけれどもね。まだまとまらないのですが、これが一時的にぼんと紹介をして終わるのだったら、ちょっともったいないかなという気がしています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員、どうぞ。

○C委員 今、F委員がおっしゃったように、子どもの側からぜひ大人にこれを読んでほしいという本を推薦してもらえれば、すごくウェルカムだというふうに思います。もし、そんな機会を設けることができるのであれば、それはいいなと思います。例えば、こういう11月のようなイベントがあったときに、あなたが大人にぜひ読んでもらいたい本があれば書いてくださいということをアンケートの中に入れ込む方法もあるかもしれませんね。そうすると、子どもの視点も取り入れられるのでいいかなと思いました。

それから、数のことを申し上げましたけれども、第1回目はこの数ということでもいいのかもしれませんが。

そこで、一つ質問ですが、今、本が回ってきて、「こどもの権利条約絵事典」とか、「きみの味方だ！こどもの権利条約」とか、こどもの権利ということが大人にも子どもにもわかりやすく書かれているので、こんな本もあったのだな、ダイレクトな本だなと思いました。これは、PHPとか、ほるぷ出版とか、割と手に入りやすい出版社なのでしょうか。例えば、学校図書館には必ず入っているというたぐいのものなのかどうかですね。もし、店頭にはそんなに売っていないとか、学校の図書館にはないというものであると、推薦してもちょっと悲しくなります。これなどはとてもいい本なので、市の予算で学校に配付していただくとか、そんなことでもいいのかなというふうに感じました。

○委員長 ありがとうございます。

今の件について、事務局からどうぞ。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） やはり、紹介する以上は、その本が手元にないと紹介する意味がありません。ただ、本によってはたくさんあるものとそうではないものの差がございます。今回、この紹介をまとめるに当たって図書館ともいろいろとやりとりをさせていただいたのですけれども、人気がある本はすぐに借りていかれるそうです。先ほどもいろいろなところと連携という話をしたのですけれども、受け入れ側の体制の問題もあると思いますので、そのあたりはきちんと調整したいと思います。

我々の当初のイメージでは、とりあえずはこれを一回張り出して、こどもの権利というのはどうしてもなかなかわかりづらいところがあるので、本を読んで感じるところがこどもの権利の理解につながるのではないかということを出したので、これを見て次の日から

本を積極的にどんどん借りるといふところまでは想定していなかったのですけれども、そういうことも含めて対応していきたいと思います。

また、子どもの権利条約の本の関係は、どこの図書館や学校等でもあるというふうに聞いています。そういう意味では、図書室等に行けば閲覧することは可能かと思えます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

G委員、どうぞ。

○G委員 こんなにいい本がたくさん出たので、たくさんの人に見てもらいたいなと思ったときに、こういう講座などに来ないような大人は絶対に目にする機会がないのかなと思ったのです。そういう人たちにはどのようにして教えていくのかなと思いました。

○委員長 各委員から課題が出されてきたなと思いますが、結局、これから少しずつ検討する中でその辺をどういうふうにしていったらいいかというあたりを判断しなくてはいけないと思います。

ほかの委員からも、本の紹介について何か課題になるようなことがありましたら、どんどん出してみてください。

○C委員 やっぱり、どういうふうに広報を進めていくかという話ですから、例えば、こういう青少年育成大会などのイベントごとに、ここに出ているものをすべて1冊ずつはそろえて、受付などで第1期子どもの権利委員会委員ご推薦の本みたいな感じで紹介して、来た人たちが手にとってぱらぱらと見られるような、そういうきっかけづくりをしていかなければいけないと思います。ただパンフレットをつくりただけではちょっとインパクトが弱いですから、せつかくならそこまでできるといいなと思います。

○委員長 今、C委員が話してくれたようなことは当日には可能でしょうか。そういう場は設定できるのでしょうか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 今はイベントのプログラムの企画も進行中ですので、その中であわせて検討していくことは可能だと思います。

○委員長 B委員、どうぞ。

○B委員 今回の提案がどういうふうになるのかなと私もちょっとドキドキしていたのですけれども、皆さんが好意的に計画を進めてくださってありがたいと思っております。

私が思いましたのは、中学生ぐらいが読むような小説のようなジャンルよりも、このように子どもの権利にかかわるお話がたくさんあると思いますので、例えば、今どきですと重松清とか、そういったあたりのジャンルの本も紹介できるといいかなと思いました。

それから、冊数が少ないということだったのですけれども、今期の子どもの権利委員会からはこれだけの紹介ということで、あとは、例えばアシストセンターの職員の方々などにも少しお話を投げかけてみて、これはいいという本があったらお薦めしていただいて、それもあわせて載せる場があってもいいのではないかなと思いました。

もう一つは、小学校だけでしょうか、開放図書館がございますね。小学校の開放図書館

に関しては、連絡協議会があって年に何回も集まっておられますので、この出てきた本をそういった場で紹介するチャンスはあると思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見はあるでしょうか。

D委員、どうぞ。

○D委員 これは、提案というか、できたらいいなと思うことなのですが、今は冊数が少ないから、私たちが見るときも1枚の紙で済むと思うのですが、2期、3期と委員会を重ねるごとに本がふえるということは、本の情報もたくさんふえて、もしできるのだったら、読書感想文コンテストみたいなものを開くと、子どもたちがもっと読んでくれるのではないかなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

本をできるだけ読んでもらうということが大事ですからね。そのための方法を幾つか挙げてくれましたね。

意見は大体出そろったでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、今いろいろと出していただいた意見もしっかりと受けとめながら、今後、本の紹介について次期の委員会でさらにいい方法を考え出してもらうことを我々としては引き継ぎたいと思っておりますけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、本の紹介に関しましてはこの辺で終わりにしたいと思います。

本日予定している議題はこれで終わりましたが、きょうの議題全体に関して何かありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

3. その他

○委員長 それでは、事務局として何かあれば、出していただきたいと思います。

○事務局 (野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 本日の議題ではないのですが、子ども権利委員会への報告ということで、今、資料を一部お配りさせていただいております。内容は、手稲区で子どもが自殺した件についての調査報告がまとまったということでございます。この件については、既に新聞報道等もありまして、結果等も報告されているのは皆さんもご承知かと思っておりますけれども、その大もとになった報告書をきょうは参考までにお配りさせていただきました。

ただ、この報告書は個人のプライバシーにかかわる部分も結構入っているものですから、皆さんには子どもの権利委員会の委員という立場でお渡しさせていただいております。そ

れで右上に取り扱い注意と書いてあるのですけれども、端的に言えば、この場で見ていただいて、第三者にコピーを渡したり、中身を知らせたりということはしないで、あくまで委員の立場で管理していただきたいと思います。きょうは、教育委員会が議会に出ておまして、改めてのご説明ができないのですが、資料としてお配りさせていただきますので、取り扱いにはご注意くださいと思います。

簡単ですけれども、報告とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

この報告書の件で、何か質問はありますか。質問であれば事務局の方で答えられるものもあると思います。意見ということになるとちょっと問題でしょうから、質問があればどうぞお出してください。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） この報告書の中でなくても、例えば、こういう事件が起きたということで、こういうことはどうなのだろうという委員ご自身のご意見があれば、それは承りたいと思います。

○C委員 委員長、いいですか。

○委員長 どうぞ。

○C委員 この件も大きな問題だと思うのですけれども、別件でちょっとショッキングだったのは、16歳の女の子が小学校6年生のころから売春をさせられていたという事件が札幌市で起きてしまったことです。あの事件は子どもの権利が家族から全く侵害されていたという例ですけれども、前々回でしたか、そういう事件が起きたときにこの委員会ではどのように扱うのかというような議論もちょっとあったかと思います。札幌の学校での在籍期間も短かったのでなかなか把握できなかったということで、大変難しいケースだと思いますし、どうにもならないと言えどどうにもならないのかもしれませんが、その後の対応の仕方では何かわかっていらっしゃることがあれば、少しお聞きしたいと思います。

○委員長 事務局の方はいかがですか。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長） 私どもも、その件に関しましては新しい情報が全く入っておりません。この間の新聞では義理の父親の刑が確定したということだったと思いますが、その情報しかない状態でございます。大変申しわけございません。

○委員長 C委員、よろしいですか。

○C委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。

○F委員 よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○F委員 コメントしようかどうか非常に迷うような報告書で、中学校の校長としては、同じ中学校の子どものご事情でございますので、重たく受けとめております。

もちろん、中学校も小学校も全部そうですけれども、教職員が懸命になって子どもを守る姿勢はどの学校でもできていたと思います。この中学校ももちろん、いろいろな細かい

ことを見せていただいても、こういうことに至らないようにという心構えその他は事前に持っていたというふうに信じているのです。

ただ、学校現場のことから言わせていただければ、いっぱいいっぱいです。いろいろな意味で、子どもと向き合っ、子ども一人一人をとらえてということ而努力しても、いっぱいいっぱいな状況があります。こんなことを申し上げていいかわかりませんが、人と体制がそのままの中で何かといっても、いっぱいいっぱいから何ができるかなというところではあります。

この中学校もそうですが、言い方はちょっと難しいのですが、多分、自殺もそうですし、子どもたちが曲がった方向に向いていかないように、今までの教職員の努力でたくさんの子供が救われてきていたのではないかと僕は思うのです。それていないところは表面には出てきませんが、一人でもこういうふうになったらだめなことはだめなものです。責任も重たいです。ただ、学校だけが何をやっていたのだというようにいろいろな形で目を向けられるのは、ちょっとつらいなという気がしています。

うちもいろいろなケースを抱えています。子ども自身が表現の仕方その他も昔と随分変わってきている実態もある中で、子どもたちをもうちょっと手厚く守っていくための人なり何なりの条件をもう少し整えるために社会全体が動かないと、限られた教職員にいろいろなものを求め過ぎてもおさまらないのではないかと気がしています。

感想的なことでもちょっと言いづらいところもあるのですが、そのような感想を持っています。

○委員長 ありがとうございます。

我々としても重たく受けとめることになりますね。

○事務局（大谷内子ども未来局長） C委員の今のご質問ですけれども、子ども育成部長は担当しておりませんので、新聞報道による事件の内容として承知していることしかご紹介できないところがあります。私が担当者として承知する内容もあるのですが、新聞報道が先行して、札幌市教育委員会、札幌市児童相談所としては情報を知るところではなかったという状況で、事件報道としてああいうふうになったことによって私どももいろいろとわかったことがあったのです。弁解ではありませんが、そういうような内容でございました。

新聞に出ていますので、これは秘密でも何でもなくて、議事録に記載されてもいい内容だと思えるのですが、入れ墨があったというふうに報道されておりました。これは、ほかの施設に居た際にはそういう状況は見られなかったのですが、その後、札幌に来てからの何カ月かの間にそういう状況になったのだろうという推察ができることを逮捕後の警察情報として私どもが知るような状況であったということです。

何度も申し上げますけれども、弁解ということではなくて、教育委員会としては、在籍校が変わってからも数回訪問されておりましたが、会えていなかった、私どもも、何か手ではないかということを検討する時間はあったようではありますけれども、詳細を把握できない

ちにああいうことになったということでございます。

この件について、例えば、札幌市とのかかわりが薄過ぎたのではないか、遅過ぎたのではないか、対応が不足していたのではないか、そういう感想が複数の関係者からあれば、私どももこれを放置しないで、今後の反省のために例えば第三者委員会を開くなどのことも考えられるところでございますが、そういう状況ではなかったというふうに、私個人の判断ではなくて、そういうような判断だということをご承知願いたいと思います。

○委員長 どうぞ。

○C委員 ありがとうございます。

この件は大変難しいケースだということもわかっているのですけれども、どこかを責めるということではなくて、子どもの権利委員会でこのことに触れておくことは必要なのかなというふうに思います。やっぱり、1人の子どもの権利が著しく侵害されたことなので、そういうことで触れさせていただきました。

読売新聞では、先生方にDVなどの研修をもうちょっとする機会があればよかったのではないか、そういうことを理解する機会がなかなかないので察知することができにくいのかもかもしれないからそういう研修も必要ではないかという学識経験者からのコメントもありましたけれども、F委員に言わせれば、いっぱいいっぱいということもあって、現場もなかなか難しいのかなと理解しております。

○F委員 いっぱいいっぱいだからもうしないということではなくて、なお一層、新たな課題もいろいろ勉強していきますし、一生懸命やりたいというのはどの学校の教員も思っております。愚痴っぽくなったところがあったものですから、ちょっと誤解のないようにお願いしたいと思います。

○A委員 いいですか。

○委員長 A委員、どうぞ。

○A委員 私たちの立場から言ったら、民生委員・児童委員というふうに児童委員という肩書もついています。そしてなおかつ、主任児童委員は児童を専門にかかわっているわけですが、やっぱり、ここ何日間、学校からそういう情報をもらいますと、先生たちは、F委員が今言ったように、本当に一生懸命やっているのです。やっているけれども、それは子どもと家庭のかかわりであって、我々も家庭の中まではなかなか入っていきません。ただ、家庭の中にもいろいろとかかわっていった方がいいのではないかと言う人もいるのですね。ただ、我々の職務と言ったら変ですけれども、本来的にはあくまでもつなぎの役目なのです。そういう事例があったら、区なら区の担当へつないでいく、あるいは、今は相談室という形になっていますが、そういうところにつないでいって、終わる。これは、捨てるという意味ではなくて、子どもが大きくなるまでずっとかかわっていかねばならない問題もあるわけです。私たちがいろいろ見ている限りでは、今までどこもそうですけれども、家庭の経済的な問題が一番かかわってきてしまうのです。それによって、先ほどC委員が言ったように、親が子どもを働かせていたという感じになってきて、それ

を吸い上げていくと。そういう経済的なものが結構多いのです。

それと同時に、法律的なことは僕もよくわかりませんが、児相送りになった子どもを親が引き取りに行った場合、なかなか拒否できないというか、連れて帰ってしまう。絶対に繰り返すということを知っていても、連れて帰ってしまいます。親の親権の方が強いのだろーと思います。そういうこと自体、法的にもっと強制力のあるような形で、子どもの権利をもっともっと強くして、親が来て連れていくこと自体、あと何か月かしたらまた戻ってくるという状態になることが想定できるのです。それでも、それをとめられないこと自体、今後は考えていかなければいけないのではないかと思います。法律的なことは本当によくわかりませんが、それが私の疑問のあるところなのです。

雑談ですけども、以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 やっぱり、学校だけに任せるということだけではなくて、どういうふうに関係諸機関がうまく連携して防いでいけるか、その後のことまで考えていけるかということですね。ここは、子どもの権利委員会という中立的な場ですので、そこでどこまで目配りができるのかということ提言していくことも大事なのではないかと思います。

ほかのことで、例えば、家族が健康保険に入っていないと、結局は子どもも入れていないので、学校の先生が風邪をひいたのなら病院へ行けと言ったら、病院には行けませんと言う子どもも今は潜在的にかなりいると言われています。家族のことだからだれもなかなか入り込めないということはありますけれども、そういうことを把握できるのは業務教育の場しかないのです。業務教育だから捕獲できる状況もあると思うので、そこで何かキャッチしたものをいろいろな機関と連携して救っていく、もしくは、権利を守っていくという手だてに関しても徐々に目配りできるような、提言できるような、そういう足腰の強い委員会であると機能的かなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○事務局（大谷内子ども未来局長） 済みません、委員ではないのですが、発言させていただきます。

先日、副委員長から御案内のあった弁護士会で行った子どものいじめについての勉強会は、私も聞かせていただきまして、大変いい話を紹介されておりました中で、一つ、すごく印象に残っているのが、講師の方が学校でどういうふうに生徒に話しをするかという例として、コップの水の話がされていました。いじめられている子というのは、いじめられたその気持ちが積もり積もって、表面張力で水がいつあふれ出してもおかしくないような状況になっている。そういう状況で、ふだんはその子のいじめに余りかかわってなくて責任がない子から普通には大したいじめとは感じないような「あんた、うざい」などという一言を言われると、それがきっかけでその水があふれ出して、自殺に至るかもし

れない。ですから、だれでも自殺を引き起こす当事者になり得るのだという話をされていました。

後日の新聞報道を見ると、この講師の方が実際に恵庭の中学校でも講演会をやっておられたという記事も載っていました。そして、昨年3月にも、副委員長からご紹介いただき、青少年非行にかかわる付添人を常時つけようという運動をされている坪井節子さんを講師に招いた講演会があり、講演録を読ませていただいたのですが、そこでも非常に深刻な話を紹介されていました。

覚せい剤をやっていた16歳の少女の付添人に選任されて、なぜこういうことをやったのかと聞いていくと、覚せい剤をやったのは中学2年生で、小学校5年生のときにはシンナーをやっていた。その原因はどこにあったかというと、小学校3年生ぐらいのときに、自分の幼い妹を父親の暴力から守るために、その小学校3年生の少女が野球のバットを持って父親に立ち向かったところ、この父親がビール瓶を割って、その子にせまってきた。その状況のその後の詳細は語られませんでした。そういう生活だったそうです。そんな中で、友達に、シンナーをやると、見たくないもの、聞きたくないものが見えなくなる、聞こえなくなるという話を聞いて、そこに手を染めたというか、入っていったというような話がありました。

そういう子どもたちの状況は本当に深刻であることを生々しい言葉で語られていました。

なぜ今のお話を紹介差し上げたかということ、今年の子どもの権利フェスタでは植松努さんの講演会があるのですけれども、そういう機会にそういうような方をお呼びして、子どもの権利についていろいろ気づいていただくような機会をもっともっと持っていきたいと考えております。そういうことを一生懸命やって、子どもの権利について札幌の市民に気づいていただきたい、そういう思いを強く持っています。

私は、こういうことを日常的にできるのはやっぱり学校であるというふうに思っているものですから、学校の取り組みとして、済みません、F委員、お忙しいところを恐縮でございます。なぜ忙しくなっているかということも承知しております。家庭が子どもに対して学校での勉強がどれだけ大事か、学校での勉強が大事だという感覚が家庭に備わっていないければ、子どもにそのことを学校が教えなければならない、そんなところでも先生たちの仕事が増えてきている、そういうことだと思います。子どもの権利の気づきはやっぱり学校で教えていただくのが一番いいのではないかなというふうに思っております。これからは学校にもいろいろ具体的に、余りご面倒をかけないように配慮しながらお願いしていきたいと思っております。

これは、子どもの権利委員会の皆さんがここでまとめた意見ということにはならないでしょうけれども、私は、事務局としてそんなことを進めていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

今、局長が学校にはまた負担をかけるかもしれないということをおっしゃっていたのですけれども、私は、その問題について考えていくと、そうやっていくと、学校の先生は負

担ばかり背負っていくことになってしまうので、先ほどのF委員の話によると、もういっぱいいっぱいだというふうにおっしゃっていたと思います。そういうことからすると、いろいろな形でいろいろなことをやっていただくかわりに、今まであった負担を外してやるようなことを先生に対して考えてあげなくてはいけないのではないのでしょうか。そして、それがまさに行政の仕事ではないかというふうに思うのです。ですから、いろいろ求めるだけではなくて、ここは外せるというものは外してあげる、あるいは、それ以外の方法を講じてあげるということもすごく大事ではないのでしょうか。そうしないと、先生方は倒れてしまいますよ。そんなふうにすら私は思うのです。

○委員長 A委員、どうぞ。

○A委員 今言ったように、確かに学校もいっぱいいっぱいだと思うのですけれども、先生たち、先生たちと押しつけると言ったらおかしいけれども、先生たちも一生懸命やっているわけだから、そこでまた一生懸命やったら、さっきのコップの水ではないけれども、水がもうここまで来ているのですから、先生たちがこぼれてしまいます。

この間、僕も弁護士会から聞かせていただいたのですが、コップの水というのはすごくいい例えだなとつくづく思ったのです。確かに、ああいう話というのは家庭でも話題になっていいと思うのですけれども、やっぱり、たくさんいる子どもたちの中で、お互いにいじめたりいじめられたりする人たちの中でそういう話をするということ自体、すごくよかったのではないかと僕は思いました。

ですから、札幌弁護士会でもそういうようなノウハウをもうちょっと持ってもらって、講師をたくさんつくってもらって、出前講座をやってくれば、札幌の小・中学校や、こういう話は高校生でも大人でもみんな聞いていい話だと思います。それと同時に、先ほど言ったように、学校、学校というよりも、家庭と学校と地域が一体になってやらないと、これはなかなか難しい問題ではないかと僕は思います。

○委員長 ありがとうございます。

○F委員 一つよろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○F委員 火つけ役になったみたいで申しわけないです。

私どもは、子どもを見ていくプロですので、プロとしての仕事はやっていって、その仕事そのものが多少ふえても、それほどいっぱいいっぱいという気はしないです。それなりに仕事をやって、その仕事によって子どもたちが明るく元気に過ごせることを期待しながらやっています。ただ、単なる時間的なもの以上に、一生懸命やりながらも、自分たちがやってきたものがうまく伝わっていかなくて、何をやっているんだという形になってきたときのむなしさというか、それが負担感を強めますね。単に時間的にどうのこうのというのは、こういう時代ですので、そのこと自体がいっぱいいっぱいというよりも、やってもやってもそここのところで応援の声が少ないといいますか、その辺がちょっとつらさになってくるかなと思います。多くの教職員がそれでみんな悩んでいます。

そして、行政的には随分サポートしていただいています。児童相談所もしょっちゅう来てくれています。児童相談所の方も、お願いしたらすぐに来てくれます。でも、児童相談所の職員も、これだけの数で札幌市の全部の学校かと思えます。ですから、本当に子どもの権利についてみんなというまちづくりをするのであれば、やはりその視点で、人なり、お金のつけ方なり、いろいろなところをやっていかなければならないのではないのでしょうか。

スクールカウンセラーにしても、学びのサポーターにしても、拡充すると聞いております。大変ありがたいと思っております。もっともっと市民の声として、そここのところの何かというのは、教員の単なる時間的なゆとりをもたらすような視点でとらえていただければいいかなと思えます。言い方がちょっと難しいのですけれども、そのような気がします。○委員長 どうもありがとうございます。

きょう、まだ発言されていない方で何かおっしゃりたいことはないでしょうか。

H委員、どうでしょうか。

○H委員 我々保護者、PTAも、先生の仲間として学校のことをいろいろと協力しながらやっております。ただ、先生にも人権というものがあって、これは労働基準法的にいいのかなというぐらいに勉強で帰宅が遅くなる方がいて、本当に大変だなというふうに思います。

今、義務教育でという話がありましたね。札幌市もまさにそうですが、問題のある子は学校に来ないのです。ですから、学校でということにも限界があると思えます。

あとは、先ほどの16歳の少女が私の家に生まれていたら、こんなことは絶対にはいはずです。やっぱり親が悪いというか、家庭がすべてであると思えます。ただ、それを教育の現場と福祉の現場の二つだけでフォローしようとしても、すき間が大きくなってどうしてもこぼれてしまうので、そういう中に、今は権利という形ですけれども、法律というもう一つの網をかけてあげるのも手なのではないかと思えます。教育と福祉の間のもをどうやって落ちないように、そして、地域もそうでしょうし、児童相談所も人員をもっとふやしてほしいだろうし、学校以外での子どものあり方にももう少し目配りできるような体制づくりを札幌市は少し本気になってやっていくべきではないかと思えます。

今は、不登校の子どももそうですし、心を病む先生もすごく多いです。確かに、私たちもそうですが、何でもかんでも学校にとすると、しわ寄せがすごく来ていると間近に見ていると思います。この検討委員会の報告書もそうですけれども、教育委員会が一生懸命つくっています。山口さんという弁護士がすごく辛らつなことを書いていますが、学校がやるのはこれが限界だと思うのです。もしも、もっと深く、家庭の状況がどうであったかとか、ほかの友だちの意見を聞くのであれば、法律的に強い弁護士とか、警察とか、そういう権利の強い人がもう少し介入していかないと、根本的なものにはならないと思えます。ですから、私も辛いことを言わせていただくと、申しわけないけれども、これは教育委員会が自己防衛的につくったものというふうにしかとらえられない、そんな印象を受けました。

ですから、これは札幌だけではなくて日本全体で言われていることでしょうけれども、子どもの権利という意味では、もう少し真剣に、そういうところを本格的に、今までタブーだったようなところを真正面から取り組んでいく必要があるのではないかと、単純にそういう感想を持ちました。

○委員長 非常に大事な意見だと思います。

どうぞ。

○事務局（大谷内子ども未来局長） 発言が多くて申しわけありません。

F委員に向けて学校にとって辛らつな話をしたような印象があるのですが、学校に何でもかんでも押しつけるのではなくてという今のH委員のお話も受けてですけれども、子どもの価値観を養うのは家庭だと言われます。家庭が学ぶことの意義を大事と思わず、子どもがその感性を受けとめて学ぶことの意義を大事だと思っていないとしたら、それから、子どもが社会的に自分は立派な人間になりたい、自立した社会人になりたいというふうに思っていなかったとしたら、学校は今、義務教育期間に学校がそれを教えなければならない立場に立たされているのです。そこで非常に負担が多くなっているのだと思うのです。

そのほかの例として、たまたま私の子どもが通っていた中学校の教頭先生と親しく会話できる間柄でしたので、ある電話を受けたのですけれども、選挙期間中、子どもたちが公園にあった選挙ポスターの掲示板の裏に落書きをしてしまった。選挙の掲示板へのいたずらは、これは非常に大きな犯罪にもつながりかねないものですから、教頭先生は非常に心配をして私に電話をくださいまして、どうしたらいいだろうかと。それは、選挙管理委員会にこういう状況だからというふうに説明して事なきを得たのですけれども、それを発見した地域の人たちは、学校に通報して、学校にこれを直せと言うのですね。今、この状況が私は許せないのです。地域の子どもたちを見守る自分たちは、例えば、たばこを吸っている子どもたちに自分が注意できるかということ、自分が注意しないで学校に電話するのです。もし、私がおまへの場にいたら、言葉は悪いですが、おまえが注意しろ、そう言いたいです。地域で子どもを見守るといえるのは、そういったことを学校とともにみんなの力で見守っていかなければいけないのです。今、そういう社会になっていないところで、これを学校が引き受けるのではなくて、行政が引き受けるべきことかどうかわかりませんが、引き受けたら私たちの立場かなというふうに思っています。

これからは、市民まちづくり局に地域を担当しているところがありまして、前子ども未来局長がそこに局長でいますし、市長からも協力してやるようにという話を伺っていますので、しっかり取り組んでいきたいと思えます。子どもにとって札幌が、本当に子どもが輝くまちになれるように、心底そう思って取り組んでいきます。それを学校にだけ押しつけないとは思ってはいないのです。ただ、学校も大変でしょうけれども、ともに頑張りましょうというのが先ほどの発言でございました。

○委員長 今、行政の側から力強いお言葉をいただきましたが、これは、行政だけではなくて、それぞれやらなくてはならない役割があると思えますので、それをこの委員会の中

でもいろいろ考えていかななくてはいけないと強く感じました。

では、I委員、何かございましたらどうぞ。

○I委員 シャベリ始めたらとまらないような気がしたので、我慢していたのです。

一つだけ言わせていただければ、皆さんがおっしゃっていただいたことで気持ちは結構楽になったのですが、例えば、子どもの権利として、学校に来ない子どもがいるというのは権利侵害ですから、何とかしたいと思うのですが、保護者が学校に行かせたいと思っているうちは学校もいろいろなことができるのです。いろいろなことをやります。何とか学校に来させたいし、そういう中で打開策をとって切り開いていきたいと思うのですが、保護者が、学校なんか行かなくていいと。きっと、その保護者も学校へ行かないで大人になったと思うのです。そういう不幸の連鎖というか、そこを学校は何もできない状況で子どもに向かわなければならない。それは、やはり、F委員がおっしゃったいっぱいいっぱいということに近いものを小学校でも感じるのです。無力感みたいなものです。プロですから、何とか頑張っていきたいということで本当にいろいろなことをやりますし、一人でも脱落者がないようにやっっていこうとすると、学校というのは学校力が上がっていきますので、そういうことで学校をつくっていきたいと考えているのですが、そういう形で拒否される場合があります。

○委員長 どうもありがとうございます。

では、時間もだんだん迫ってきていますが、これだけはどうしても発言しておきたいということがありましたら言っていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

D委員、遠慮なくどうぞ。

○D委員 多分、この中で唯一の高校生で、子どもで、その立場から言わせていただくのですけれども、学校も私たちの心のケアを本当によくやってくれていると思います。平岸高校では、生徒相談室みたいなところがあるのですが、そこはいつもあいていて、いつでもだれでも入れるようになっています。そこを使っている人が結構いて、だれかが入っていたら札がかかっているのですけれども、ああ、だれか使っているんだなと通るたびに思っています。札がかかっている状態になっているということは、やっぱり、心に何かがあって行っていたり、受験の不安だったり、軽いことから重いことまでさまざまだとは思いますが、私たちの支えになっているということは確かだと思います。

それと、私は子どもの権利の委員会にかかわっているからわかることですが、子どもたちは、多分、これが当たり前だと思っていると思います。先生にすべて任せちゃうのも、プロであるので適切な方法で何でもやったださると思えるのですけれども、いじめはあつてはいけないことだということがもっと広まるような活動が、私たち子どもにも、あるいはこの委員会でも少しずつできたらいいのではないかと思います。

子どもは、小さいうちから言われていたら、そうなんだ、そうなんだと思ってずっと心

に残っていると思います。母親の言葉も心に残っていると思います。だから、もっと小さいうちからいろいろなことを言ってあげると、大人になっていくにつれていろいろわかって、今後、中学校でのいじめとか自殺もなくなっていくと思うのです。そのように、少しずついい札幌市になっていけばいいなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにどうしても話したいということはあるですか。

D委員が言ったのだから私も言うておかなくてはどういうことで、G委員が何か言いたそうにしているような感じを持ちましたので、どうぞ。

○G委員 私も、教育大学に通って教員を志している者として、今、大変、大変と聞いてすごく不安になりました。教員をやっている先輩の話聞いても、研修やら何やら忙しくて、いじめの問題もすごく大切にしたいけれども、学力低下も教員のせいだと言われてそちらにも力を入れたくてというすごくつらそうな状況なので、やはり、行政の方や地域の方々との連携で負担をちょっと減らしていただきたいなとすごく思いました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、まだいろいろ言い足りないことがあるのではないかと思いますけれども、そろそろ時間が来ておりますので、この辺で終わりにしたいと思います。

実は、皆さんももうご存じかと思いますが、本日の委員会が第1期委員会としては最後ということになります。

そこで、私から皆さん方にお話しさせていただきたいと思います。

私は、この2年間、委員長としてやってきましたけれども、人間としても能力としてもすぐれたすてきな皆さん方がこの委員会のメンバーであって、私としては非常によかったなというふうに思っております。それだけに、これで解散するのはとても残念ですが、この委員会が機関として発展していくためには、やはり、メンバーが入れかわってさらに進んでいくことも必要なのではないかと考えております。そういったことから、あとは、この委員会が今後さらによいメンバーに恵まれた中で運営されていくことを望みます。

そういう意味では、私は、能力的には非常に欠陥が多い委員長ではなかったかと思えますけれども、皆さん方に支えられてここまでやってこられたことに、皆さん方への感謝の気持ちでいっぱいだということを申し上げて、私のあいさつとさせていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、これをもちまして終わりということになるわけではありますが、皆様方におかれましては、この子どもの権利委員会の委員の職が終わっても、それぞれが各方面において子どもの権利の視点を持って発言していただきたいというふうに強く強く願っております。

4. 閉 会

○委員長 それでは、これをもちまして、第1期目の子どもの権利委員会を終了させてい

ただきます。

皆さん、本当にどうもありがとうございました。（拍手）

以 上